

**SIST 07**

# **SIST**

科学技術情報流通技術基準

## 学術雑誌の発行と構成

**S I S T 0 7 : 2010**

2010年（平成22年）3月25日 改訂  
科学技術情報流通技術基準委員会 審議  
独立行政法人科学技術振興機構

基 準 案 策 定 : 科学技術庁 1983 年 (昭和 58 年) 3 月  
審 議 会 : 科学技術情報流通技術基準検討会 (科学技術庁科学技術振興局科学技術情報課)  
原 案 作 成 : 科学技術情報流通技術基準作成委員会 (日本科学技術情報センター)  
科学技術情報流通技術基準原案作成委員会 (日本科学技術情報センター)  
基 準 案 修 正 : 科学技術情報流通技術基準作成委員会 (日本科学技術情報センター)  
科学技術情報流通技術基準案修正委員会 (日本科学技術情報センター)  
基 準 制 定 : 「SIST 08-1985 学術雑誌の構成とその要素」 科学技術庁  
1985 年 (昭和 60 年) 3 月  
基 準 確 認 : 科学技術庁 1991 年 (平成 3 年)

改 訂 案 策 定 : 科学技術振興機構 2009 年 (平成 21 年) 10 月  
委 員 会 : 科学技術情報流通技術基準委員会 (科学技術振興機構)  
改 訂 案 作 成 : 科学技術情報流通技術基準委員会改訂分科会 (科学技術振興機構)  
改 訂 案 修 正 : 科学技術情報流通技術基準委員会改訂分科会 (科学技術振興機構)  
基 準 改 訂 : 「SIST 07: 2010 学術雑誌の発行と構成」 科学技術振興機構  
2010 年 (平成 22 年) 3 月

## 科学技術情報流通技術基準委員会

(2009年度)

(委員長)

高山正也 独立行政法人国立公文書館 館長

(委員)

赤松幹之 独立行政法人産業技術総合研究所 人間福祉医工学研究部門長

秋元良仁 凸版印刷株式会社 総合研究所 情報技術研究所 シニア研究員

石塚英弘 筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科 教授

井上幹邦 経済産業省 産業技術環境局 情報電子標準化推進室長

上原恵子 財団法人日本医薬情報センター 事業部門 開発企画担当部長

大山敬三 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所 教授

岸田和明 慶應義塾大学 文学部 図書館・情報学専攻 教授

倉上順一 独立行政法人日本原子力研究開発機構 研究技術情報部 上席研究主席

菅野育子 愛知淑徳大学大学院 文学研究科 図書館情報学コース 教授

菅原秀明 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所 特任教授

鈴木博道 財団法人国際医学情報センター 開発・管理本部 次長

高橋征生 社団法人日本機械学会 アドバイザー

田村紀光 社団法人情報科学技術協会 専務理事

時実象一 愛知大学 文学部 図書館情報学専攻 教授

林 哲司 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 情報広報部長

藤田節子 川村学園女子大学 教育学部 准教授

本吉理彦 国立国会図書館 主題情報部 科学技術・経済課長

柳川隆之 社団法人日本工学会 事務局長 (2009年11月末まで)

渡邊豊英 一般財団法人日本特許情報機構 特許情報研究所 調査研究部長

## 科学技術情報流通技術基準委員会改訂分科会

(2009年度)

(主査)

大山敬三 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所 教授

(委員)

後路啓子 社団法人情報処理学会 会誌編集部門 マネージャ

斎藤伸雄 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業部

トッパンアイデアセンター IT開発本部 メディアビジネス部 課長

谷藤幹子 独立行政法人物質・材料研究機構 企画部 科学情報室長

時実象一 愛知大学文学部 図書館情報学専攻 教授

林 和弘 社団法人日本化学会 学術情報部 課長

堀 純子 国立国会図書館 収集書誌部 逐次刊行物・特別資料課長

事務局：独立行政法人科学技術振興機構 イノベーション推進本部 研究基盤情報部調査普及課

# 科学技術情報流通技術基準

## 学術雑誌の発行と構成

SIST 07 : 2010

### 目 次

1 . 適用範囲	1
2 . 用語の意味	1
3 . 雑誌の発行	2
3.1 誌名	2
3.2 雑誌の合併と分割	2
3.3 複数の雑誌の合冊発行	3
3.4 複数の媒体での発行等	3
3.5 ISSN	3
3.6 発行頻度と順序	4
3.7 巻・号・発行日等	4
3.8 ページ付け	4
3.9 DOI	4
3.10 早期公開	5
3.11 訂正記事・撤回	5
3.12 著作権	5
3.13 投稿規程の制定と公開	6
4 . 雑誌の構成と記載事項	7
4.1 表紙	7
4.2 奥付又はマストヘッド	8
4.3 目次	9
4.4 論文	9
4.5 柱	9
4.6 標題紙	10
4.7 総目次	10
4.8 索引	10
4.9 投稿規程	11
4.10 その他	11

5 . 記載要領	.....	11
5.1 誌名	.....	11
5.2 ISSN	.....	11
5.3 巻・号・発行日等	.....	11
5.4 ページ	.....	11
5.5 発行者名及び発行者所在地等	.....	12
5.6 奥付又はマストヘッド	.....	12
5.7 目次	.....	12
5.8 論文	.....	12
5.9 著作権情報	.....	13
5.10 索引	.....	13
6 . 関連基準	.....	13
解説	.....	14

# 科学技術情報流通技術基準

## 学術雑誌の発行と構成

### Publication and Components of Scholarly Journals

#### 1. 適用範囲

この基準は、学術雑誌（冊子体、CD-ROM等の電子的パッケージメディア、オンラインを含む。）の発行における基本的な方針、記載すべき事項（SIST 08 で規定する学術論文に関する事項を除く。）及びそれらの記載要領を示し、学術雑誌及び学術的出版物（以下、これらを“雑誌”と総称する。）の編集者及び出版者に指針を与えるものである。

#### 2. 用語の意味

この基準で使用される主な用語の意味は、次のとおりとする。

##### (1) 学術雑誌 (scholarly journal)

原著論文等の学術論文を主として掲載する定期又は不定期の逐次刊行物。

##### (2) 学術的出版物 (scholarly publication)

学術雑誌と類似の発行形態をとり、原著論文及びそれに近い形式をとる総説・解説、技術報告・研究ノート等を主として掲載する出版物。学会誌、研究紀要・技報、論文集、技術報告シリーズ・ディスカッションペーパーシリーズ等の出版物がある。

##### (3) 原著論文 (original paper)

学術的な研究により得られた知見を公表することを目的とし、完結した内容を含む論文。

##### (4) 電子雑誌 (electronic journal)

電子的媒体で出版される雑誌。CD-ROM等のパッケージメディアやインターネット等のオンラインのメディアによるものを含む。掲載される論文等の形式にはPDF等の冊子と同様の体裁を取るものと、HTML等の電子的媒体固有の体裁を取るものがある。

##### (5) 巻号だて (numbering of volume and issue)

雑誌の発行の順序を巻と号の併用で表示し、巻が変わると号は再び1号から始める方式。

##### (6) 号だて (numbering of issue)

雑誌の発行の順序を号のみの系列で表示する方式。

##### (7) 柱 (running head)

書籍、雑誌等の出版物で、ページの欄外余白部に記載された誌名、見出し等。学術雑誌では論文を識別するのに十分な情報を含める。

**(8) 標題紙 (title leaf)**

書籍の本文の前において書名などが書いてある紙。雑誌では、図書館等での製本の際に用いるため、各巻の最終号の末尾に総目次などとともに付けられることが多い。

**(9) 奥付 (colophon)**

主として和文の書籍・雑誌において、通常末尾に出版・発売等に関する情報を記載した部分。

**(10) マストヘッド (masthead)**

主として欧文誌において、通常冒頭に出版・発売等に関する情報を記載した部分。

**(11) DOI**

Digital Object Identifier の略であり、インターネット上で出版される文書、画像、動画、音声等の情報に付与される識別子。学術雑誌では、通常、論文ごとに出版者が付与する。

**(12) ISSN, ISSN-L**

ISSN は「国際標準逐次刊行物番号 (International Standard Serial Number)」の略であり、個々の逐次刊行物名を識別するための国際コード。日本では国立国会図書館が登録機関となっている。ISSN-L (Linking ISSN) は媒体ごとに別の ISSN を持つ同一の逐次刊行物同士をリンクするための仕組みであり、媒体ごとの ISSN のうち ISSN ネットワークにより指定された唯一の ISSN を採用する。

**3. 雑誌の発行**

学術研究成果の公開・流通を目的とする雑誌においては、読者が個々の研究成果の出典を正確に識別できるようにするとともに、第三者が掲載論文等を容易に入手することを可能とするため、雑誌の発行は以下の規定に従うものとする。

**3. 1 誌名**

- (a) 誌名は、その雑誌が容易に識別できるように、対象とする学術分野名又は機関名、あるいはこれらについてのキーワードを含むものとする。
- (b) 雑誌の性格を明らかにするために、副誌名を付けることができる。
- (c) 誌名及び副誌名（以下誌名という。）に用いる言語は、原則として本文で主として用いる言語と一致させる。
- (d) 誌名を変更する場合は、巻又は年の区切りで変更する。

**3. 2 雑誌の合併と分割**

- (a) 2誌以上の雑誌を合併する場合は、原則として、巻又は年の区切りで合併し、誌名及び巻号数の継承は以下による。
  - 1) もとの誌名を残さない場合は、新しい雑誌として第1巻第1号又は第1号から始める。
  - 2) もとの誌名の一つを残す場合は、継続雑誌としてその巻号数を継承する。

(b) 雑誌を2誌以上に分割する場合は、原則として、巻又は年の区切りで分割し、誌名及び巻号数の継承は以下による。

- 1) もとの誌名を残さない場合は、いずれも新しい雑誌として第1巻第1号又は第1号から始める。
- 2) 新しい雑誌の一つにもとの誌名を残す場合は、その雑誌にかぎり継続雑誌として分割以前の巻号数を継承し、他の雑誌は新しい雑誌として第1巻第1号又は第1号から始める。

### 3. 3 複数の雑誌の合冊発行

- (a) 複数の雑誌を1冊に合冊発行することは望ましくない。やむを得ず合冊発行する場合は、表紙に合冊されていることを明記するとともに、該当部分に合冊各誌の中表紙を入れ、ページ付けも別々とする。CD-ROM等に複数の雑誌を合冊発行する場合も同様とする。
- (b) 大会の予稿・抄録等を掲載する場合、それらが独立した雑誌（大会予稿集・抄録集等の独立した名称がつく場合）と考えられる場合は（a）と同様とする。

### 3. 4 複数の媒体での発行等

- (a) 複数の媒体で発行する場合も用いる誌名は同一とする。媒体の区別が必要な場合は誌名の後に「(オンライン版)」等と副記する。
- (b) 複数の媒体で発行する場合も書誌（巻・号・ページ付け等）は同一とする。ただし、オンラインによる早期公開でこれらの情報が欠けている場合はその限りでない。
- (c) 複数の媒体で並行して発行する場合、両者に掲載される論文等は同一であることが望ましい。ただし、例えばオンライン版にのみ掲載される場合は、冊子体版にはその旨を明記し、目次に掲載することが望ましい。その場合のページ付けは、オンライン版のみであることがわかるように、E1, E23 等のように区別された形式を用いる。
- (d) 累積版や抜き取り版等を発行する場合は表紙にその旨を明記する。もとの論文等の書誌を変更してはならない。

### 3. 5 ISSN

- (a) 雑誌にはISSN（国際標準逐次刊行物番号）を取得する。
- (b) 複数の媒体で発行する場合は、媒体毎に異なるISSNを取得するとともに、先行する媒体と関係付けるLinking ISSN（ISSN-L）を確認する。
- (c) 誌名を変更した場合（副誌名を正式な誌名に変更した場合、誌名に含まれる機関名が変更された場合等も含む。）は、新しいISSNを取得する。



### 3. 6 発行頻度と順序

- (a) 発行頻度と発行日又は発行月はあらかじめ定め、原則として、少なくとも年1号は発行する。
- (b) 発行日又は発行月の変更及び休刊等、発行が規定どおりに行われない場合は、関連する号に、その事実を明確に記載する。

### 3. 7 巻・号・発行日等

- (a) 学術雑誌では巻号だてが望ましい。
- (b) 一つの巻が継続する期間は一定とする。また、原則として暦年の区切りと一致させる。
- (c) 巻号だての場合は、各巻ごとに第1号から始まることとし、巻をまたがる通し号数は付けない。
- (d) 特別号、大会特集号、臨時増刊等を発行する場合は、当該雑誌の特定の巻の一部であることを明らかにする。特別巻又は特定の巻に属さない特別号等の発行は行わない。この場合、別の雑誌または単行本として発行することが望ましい。
- (e) 雑誌の一部の号を継続的に特別の号として発行することは原則として行わない。
- (f) 発行年又は発行年月若しくは発行日（以下これを“発行日等”と呼ぶ。）は、その号が実際に発行された年月日とし、西暦を用いる。

### 3. 8 ページ付け

- (a) 巻号だての場合は、一つの巻の第1号本文の第1ページから始まり、その巻の最終号本文の最終ページで終る一連の数字（通しページ）を付与する。
- (b) 号だての場合は、一つの号の本文の第1ページから始まり、その号の本文の最終ページで終る一連の数字を付与する。
- (c) 特別号、大会特集号、臨時増刊等を特定の巻の一部として発行する場合のページ付けは、当該巻の通しページとするか、又は、通常号のページと混同されないよう、S1, S2等明確に区別できるようにする。
- (d) 別刷や、累積版、抜き取り版、CD-ROM版等を発行する場合は、発行時のページ付けを変更してはならない。
- (e) 論文番号を付与してページ付けに代えることもできる。この場合（以下、「論文番号で代替する場合」と言う。）、その論文の第1ページから始まり、その論文の最終ページで終わる一連の数字（論文内ページ）を各論文に付加することができる。

### 3. 9 DOI

- (a) 電子雑誌に掲載される論文には DOI (Digital Object Identifier) を付与することが望ましい。
- (b) DOI は論文毎に付与する。同一の論文を複数の媒体や形式で発行する場合も DOI は同一とする。

### 3. 1 0 早期公開

一部又は全部の論文をオンラインで早期公開し、後に正式の冊子体等を発行する場合の取り扱いには以下のとおりとする。

- (a) 早期公開論文及び正式公開論文の双方に早期公開日を明記する。
- (b) 早期公開論文に巻・号を記載する必要はなく、また、ページ付けが異なってもよい。ただし、この場合、早期公開であることを明記する。また、早期公開論文と正式公開論文との一致がわかるように、DOI を付与することが望ましい。

### 3. 1 1 訂正記事・撤回

- (a) 掲載された原著論文に誤りが発見された場合は、訂正記事 (erratum) を掲載する。訂正記事はページ数のあるページに掲載し、もとの論文の書誌と訂正内容を記載する。訂正記事は目次にも記載する。
- (b) 原著論文以外の場合は、訂正記事に代えて正誤表を掲載することもできるが、これもページ数のあるページに掲載し、目次にも記載する。
- (c) 訂正文をラベルや訂正紙として印刷したもの、あるいは訂正して再作成した論文の別刷りを、次号に挟み込む等の措置を行ってはならない。
- (d) 掲載された論文に重大な誤り等があり放置できない場合、あるいは研究上・論文執筆上の不正が発見された場合は、撤回措置 (retraction) を取ることがある。その場合は撤回告知記事をページ数のあるページに掲載し、もとの論文の書誌と撤回理由を記載する。撤回告知記事は目次にも記載する。
- (e) 掲載された論文に重大な誤り等があり、著者が再発行を望んだ場合、訂正再発行を行うことがある。その場合は訂正再発行告知記事をページ数のあるページに掲載し、もとの論文の書誌と再発行理由を記載する。訂正再発行告知記事は目次にも記載する。再発行論文には新しくページ付けをして発行することとし、別刷りによって差し替える等の措置を行ってはならない。
- (f) 論文番号で代替する場合には、上記各項において、ページ数のあるページに掲載する代わりに論文番号を付与する。
- (g) 電子雑誌の場合も冊子体に準じる。もとの論文の修正又は削除は行わず、未修正のまま公開を継続する。また、訂正記事等は可能な限りもとの論文と相互リンクを行う。

### 3. 1 2 著作権

論文等の著作権の保護と効果的な出版及び利用を可能とするため、論文等の著作権の帰属及び利用許諾に関する取り扱いを定め、論文等の著者及び読者等の著作物利用者に周知する。

### 3. 1 3 投稿規程の制定と公開

雑誌の編集方針，論文の要件と遵守事項，原稿の書き方，投稿論文の取り扱い等の事項を投稿規程として定め，雑誌やホームページへの掲載などを通じて公開し，投稿者（著者）や読者に周知する。記載すべき事項には下記の全部または一部を含む。

- (a) 雑誌の対象とする分野，掲載する論文等の種別（原著論文，短報，総説，解説等），長さ（字数又は印刷ページ数）及び使用言語（日本語，英語等）
- (b) 投稿者又は著者の資格と共著者の承諾に関する条件
- (c) 論文の審査手順と採択基準
- (d) 論文の受付日又は採択日に関する規定
- (e) 原稿の書き方
  - 1) 投稿票
  - 2) 論文構造のスタイル（章立ての基準等）
  - 3) 文字およびレイアウト等の原稿の作り方
  - 4) 図又は写真及び表の作り方
  - 5) 用字用語，記号，符号，単位等の基準
  - 6) 参考文献の書き方
  - 7) 抄録及びキーワードの書き方
  - 8) 電子原稿の作り方と添付ファイル
- (f) 論文のオリジナリティに関する条件
  - 1) 新規性の定義または考え方
  - 2) 既発表または投稿中，投稿予定の論文等との関係
- (g) 法令及び研究・投稿倫理等の遵守
  - 1) 著作権の尊重，個人情報やプライバシーの保護など
  - 2) 剽窃，盗用，ねつ造，改ざん等の禁止
  - 3) 二重投稿の禁止
  - 3) 利益相反の申告等
  - 4) 遵守すべき法律，規程，ガイドライン等
  - 5) その他，研究分野に固有な事項
- (h) 著作権の帰属と著者の権利（著者による原稿内容や図表の転用，セルフアーカイブ等）又は発行者の権利（電子的公開，二次利用の権利，複写の許諾権等）に関する規定
- (i) 校正，別刷，掲載料等の規定
- (j) 投稿方法（電子投稿の場合はその手順等）
- (k) 投稿規程の制定日付及び発効日付または適用開始巻号

## 4. 雑誌の構成と記載事項

冊子体の雑誌の各号は、表紙、目次、論文、奥付又はマストヘッド、柱等から構成される。電子雑誌も冊子体のそれぞれに相当するページから構成される。

以下では冊子体の構成において記載すべき事項（○：必須記載事項，△：任意記載事項）を記し、それぞれに対応する電子雑誌の構成をあわせて示す。

また、論文番号で代替する場合には、ページ付けに基づく記載事項は、相当する論文番号による記載に置き換えるものとする。

なお、※を付した事項は SIST 08 の規定に従う。

### 4. 1 表紙

(a) 表表紙には、下記の事項を記載する。

- 誌名
- ISSN
- 巻号数
- 発行日等
- 発行者名
- 編集者名（発行者名と異なる場合に記載する。）
- △ 号の収録ページ範囲

(b) 背表紙には、下記の事項を記載する。

- 誌名
- 巻号数
- 発行日等
- △ 号の収録ページ範囲

(c) 電子雑誌の場合は、上記事項を表紙に相当する場所に記載する。

## 4. 2 奥付又はマストヘッド

(a) 和文誌の奥付には，下記の事項を記載する。

- 誌名
- ISSN
- 発行頻度
- 巻号数
- 編集者名
- 編集委員会の構成等
- 発行者名
- 発行者所在地及び連絡先
- 発行者以外の発売者又は配布者の名称と所在地及び連絡先
- 価格（購読料）
- 発行日
- 著作権情報

(b) 欧文誌のマストヘッドには，下記の事項を記載する。

- 誌名
- ISSN
- 発行頻度
- 巻号数
- 編集者名
- 編集委員会の構成等
- 発行者名
- 発行者所在地及び連絡先
- 発行者以外の発売者又は配布者の名称と所在地及び連絡先
- 価格（購読料）
- 著作権情報

(c) 電子雑誌の場合は，上記事項を奥付又はマストヘッドに相当する場所に一箇所にまとめて記載することが望ましい。

### 4. 3 目次

(a) 目次ページには、下記の事項を記載する。

- 誌名
- 巻号数
- 発行日等
- 論文等の標題 ※
- 著者名 ※
- 論文ページ範囲
- △ 分野，論文種別等のセクション見出し

(b) 電子雑誌の場合は、上記を目次に相当する場所に記載し、本文へのハイパーリンクを付与する。

### 4. 4 論文

(a) 下記の事項を、原則として論文の第1ページに記載する。

- 標題 ※
- 著者名 ※
- 著者の所属機関名等 ※
- 抄録 ※
- 論文掲載情報（誌名，巻号数，発行日等，論文ページ範囲，DOI）
- △ 受付日又は採択日
- △ 会議開催情報
- △ 論文種別
- △ キーワード及び分類 ※
- △ 著作権情報
- △ 著者紹介

(b) 電子雑誌の場合は、上記に加えて下記の事項を論文の第1ページに相当する場所に記載する。

- 発行日（公開日）

### 4. 5 柱

(a) 柱には下記の事項を記載する。

- 誌名又は略誌名
- 巻号数
- 発行日等
- △ 論文等の標題又はその簡略形
- △ 著者名又はその簡略形
- △ 論文ページ範囲

- (b) 柱の記載事項は奇数ページと偶数ページで変えてもよい。
- (c) 電子雑誌で柱がある場合は同様に記載する。

#### 4. 6 標題紙

各巻または各号の一定の位置に標題紙を挿入することが望ましい。標題紙には下記の事項を記載する。

- 誌名
- ISSN
- 巻数
- 巻に収録された号数及びページ数
- 発行年
- 発行者名
- 発行者所在地及び連絡先
- 編集者名（発行者名と異なる場合に記載する。）
- △ 編集委員会の構成等
- △ 著作権表示

#### 4. 7 総目次

(a) 各巻の最終号には総目次を付けることが望ましい。総目次には下記の事項を記載する。

- 誌名
- 巻数
- 発行年
- 論文等の標題 ※
- 著者名 ※
- 掲載号数及び論文ページ範囲
- △ 分野，論文種別等のセクション見出し

(b) 電子雑誌の場合は，巻・号の階層目次があることが望ましい。

#### 4. 8 索引

(a) 各巻には，その最終号に下記の索引を付けることが望ましい。

- △ 事項索引
- △ 著者名索引

(b) 電子雑誌の場合は，上記の索引に代わる検索機能を設けることが望ましい。

## 4. 9 投稿規程

当該巻号に適用される投稿規程を各巻または各号の一定箇所に掲載する。投稿規程に改訂があった場合は、最新の投稿規程も掲載する。電子雑誌の場合はこれらに加え、可能な限り過去の投稿規程もその適用期間の表示とともに常に掲載する。

## 4. 10 その他

雑誌発行に関して外部機関の承認・助成等を受けた場合は、当該機関が規定する記載事項を規定された箇所に表示する。

## 5. 記載要領

### 5. 1 誌名

- (a) 誌名は、漢字、かな、英字等の表記を固定し、常に同一の字句で表記する。
- (b) 副誌名の記載は、副誌名であることが明らかになるように表記する。
- (c) 誌名が日本語の場合は、ローマ字書きを表紙、奥付又はマストヘッド等一定の箇所に記載する。国際的に広く通用する言語による誌名を定めている場合はこれを併記する。
- (d) 誌名を変更する場合は、少なくとも、変更する前の号から誌名変更の予告を掲載し、更に、変更した号及びその直後の号の表紙に、旧誌名を付記する。

### 5. 2 ISSN

- (a) ISSN の表紙での記載位置は、原則として右肩上とする。
- (b) 複数の媒体で発行されている場合は Linking ISSN (ISSN-L) あるいは各媒体毎の ISSN も併記することができる。

### 5. 3 巻・号・発行日等

- (a) 巻数はアラビア数字とし、文字を付加しない。
- (b) 発行年は西暦をアラビア数字で表記する。
- (c) 発行日等は巻号数の記載がある箇所に併記する。

### 5. 4 ページ

- (a) 巻号だての場合には、各巻の通しページのみとし、各号の第 1 ページから始まるページ付けを併記してはならない。
- (b) 本文と関連のある写真、図表等が本文から独立して別ページに印刷されている場合には、それらに対しても配列の順序に従ってページを付与する。
- (c) 表紙、目次、標題紙、広告等は本文ページには含めない。ただし、本文が記載されているページの裏側は、広告又は白紙等であっても、本文ページに含めたページを付与する。



- (d) ページ付けに用いる数字は、アラビア数字とし、原則としてすべてのページに記載する。
- (e) 論文番号で代替する場合には、論文内ページは論文番号と区別できる形式とする。また、各巻または各号の第1ページから始まるページ付けを併記してはならない。
- (f) 目次、柱等で論文ページ範囲を記載する場合は、原則として当該論文等の第1ページと最終ページを二分ダッシュで結んで記載する。これによりがたい場合には、当該論文等の第1ページのみを記載する。論文番号で代替する場合には、論文番号を記載するとともに、可能であれば当該論文等の総ページ数を併記する。

## 5. 5 発行者名及び発行者所在地等

- (a) 発行者名に略称を用いてはならない。
- (b) 発行者所在地は、郵便番号、番地等を含む完全なものとする。
- (c) 発行者以外に発売者、配布者等のある場合には、その果す役割を明らかにし、その名称及び所在地を発行者のそれに準じて記載する。
- (d) 和文誌における発行者名及び発行者所在地には、欧文表記を付すことが望ましい。
- (e) 発行者等の連絡先として、電話番号、電子メールアドレス等を併記する。
- (f) 発行者のウェブサイトの URL も併記することが望ましい。

## 5. 6 奥付又はマストヘッド

- (a) 奥付及びマストヘッドは、毎号一定の箇所に掲載する。
- (b) 奥付は、本文の最終ページ又は裏表紙裏面若しくは裏表紙に掲載する。
- (c) マストヘッドは、表紙裏面又は目次ページ若しくはそれらの隣接ページに掲載する。

## 5. 7 目次

- (a) 目次は毎号、本文に先立つ一定の箇所に掲載する。
- (b) 上記以外に、簡略目次など補助的な目次を表紙に掲載することができる。
- (c) 目次にはその号に収録されている論文等の標題、著者名及び論文ページ範囲を正確に記載する。
- (d) 和文誌においては、日本語による目次のほか、国際的に広く通用する言語による目次を一定の箇所に掲載する。
- (e) 必要に応じて論文等の種類を示したセクション見出しを設けることが望ましい。

## 5. 8 論文

- (a) 標題、著者名、著者の所属機関、抄録、キーワード及び分類等を、SIST 08 に従い、論文の第1ページに記載する。
- (b) 論文掲載情報（誌名、巻号数、発行日等、論文ページ範囲）を、論文の第1ページの一定の箇所にまとめて記載する。DOI 等の広く通用する識別子が付与されている場合は、他の論文

掲載情報と併せて記載する。

- (c) 学術会議等での発表論文を掲載する会議録や雑誌の論文の場合、論文の第1ページに、会議開催情報（会議名、開催場所、開催日、主催者等）をまとめて一定の箇所に記載することが望ましい。
- (d) 複数の種別の論文を掲載する雑誌の場合は、その論文種別を論文の第1ページに記載する。
- (e) 各論文の著作権が論文著者に属さない場合は、原則としてその著作権情報を当該論文の第1ページに記載する。
- (f) 論文の各種日付（受付日・採択日、公開日）は、投稿規程等で定められた年月日を、原則として、論文掲載情報とまとめて記載する。
- (g) ページ及び柱を論文の各ページに記載する。

## 5. 9 著作権情報

- (a) 著作権の帰属、及び著作物の利用許諾等に関する情報を記載する。
- (b) 著作権の帰属の表示（著作権表示）は、著作権記号（©）、著作権者の名称及び著作物を最初に発行した年を記載する。

## 5. 10 索引

- (a) 索引の掲載がその巻の最終号より遅れる場合又は別冊で発行する場合には、その旨をその巻の最終号等に記載する。
- (b) 索引を含む号には、表紙等にその旨を明示することが望ましい。

## 6. 関連基準

- (1) SIST 08: 2010. 学術論文の執筆と構成.
- (2) ISO 3297: 2007. Information and documentation - International standard serial number (ISSN).

# 解 説

## 1. はじめに

学術雑誌は、学術研究の成果を発表及び記録・保存するための主要な媒体として、国内外を問わず、学術出版社、学協会、研究機関等から発行されている。研究成果である学術論文を確実に引用、検索、識別できるようにするために、学術雑誌には一定の構成やその要素の記載方法が求められる。国際標準である ISO 規格によりこれらに関する標準化が進められてきた。また、我が国においても、ISO 規格に対応する形で国内標準である JIS 規格の整備が部分的に進められてきた。しかし、我が国における学術雑誌出版に対応するためには、国際標準にできる限り準拠しつつ、言語や習慣などに由来する固有の条件を考慮した独自の基準が求められていた。このような声に応えるため、「学術雑誌の構成とその要素(SIST 07-1985)」が ISO 8:1977(Documentation - Presentation of periodicals) 等を参考に 1985 年 3 月に初めて制定され、その後、改訂されることなく二十数年が経過した。

この間、電子出版の普及など技術的な変化はあったものの、学術雑誌の発行が冊子体を主体として行われている間は、学術雑誌の構成自体を見直す必要性が生じなかった。しかし、近年の電子ジャーナル出版の本格化により、冊子体と電子版との関係を整理し、また、電子ジャーナル出版に固有の要素を標準化する必要性が生ずるとともに、モノとしての学術雑誌の構成にとどまらず、プロセスとしての発行に関するガイドラインの必要性が生じてきた。このような背景の下に本基準の見直しを行い、基準名を「学術雑誌の発行と構成」と改めるとともに、内容についてもやや踏み込んだ改訂を行うこととなった。

本基準は、主として学術雑誌を想定した記述となっているが、学術会議録、論文集、技術報告シリーズ・ディスカッションペーパーシリーズ等の学術出版物に対しても共通に適用可能な項目を多く含んでおり、幅広い学術出版物の編集者及び出版者に指針を与えるとともに、学術論文の引用、検索、識別を行おうとする研究者の参考となるものである。

本解説は以下、第 2 章で学術情報流通の概要についてオンラインの電子雑誌（以下、電子ジャーナルという。）に係わる状況を中心に述べ、第 3 章で今回改訂した規定の主要な部分とその考え方を説明し、第 4 章では本基準に挙げた構成要素と記載事項の様式例を示す。改訂内容を簡潔に把握したい読者は第 3 章から読み進められたい。

なお、本基準に深く関連する基準として「学術論文の執筆と構成(SIST 08: 2010)」も併せて改訂を行った。本基準と相補的に利用するように策定されているので、併せて参照されたい。

## 2. 学術情報流通の概要

本基準では学術雑誌及びそこに掲載された論文を正確に引用、検索、識別するために、学術雑誌に求められる構成とその記載事項を規定するとともに、学術雑誌の発行プロセスにおいて必要

な事項を規定している。ただし、本規定の性格上、対象とする発行プロセスはこれら記載事項の決定に関係するものに限定されている。しかし、学術情報流通の観点からはその他のさまざまな発行プロセスについても考慮する必要がある。

そこで本節では、本基準で対象としなかった発行プロセスも含めて、電子ジャーナルの普及の観点から重要と考えられる事項を解説する。

## 2. 1 学術雑誌とは

本基準では、学術雑誌としては主として論文誌(学会や商業出版社等が発行)を想定しており、学会誌(査読済み論文を含むものもある。学会等が発行)、一般学術誌(商業出版社等が発行)、研究紀要(大学・研究所・病院などが発行)、技報(企業等が発行)などは学術的出版物として整理している。ただし、一般的には、学術雑誌にこれらの学術的出版物を含めることもある。なお、論文誌には、大会会議録(Proceedings)であるが定期的に発行されるものも含まれる。

これら広義の学術雑誌にはさまざまな論文・記事が掲載されるが、学術研究成果としては査読済みの論文のほか、短報、総説、コメント、技術報告、実施報告、症例報告、さらには訂正記事などを考慮する必要がある。

また、学術雑誌のみならず、学術会議録、論文集、技術報告シリーズ・ディスカッションペーパーシリーズ等の学術出版物にも上記に類する論文・記事が多く掲載されており、これらも学術研究成果の刊行に重要な役割を果たしている。

本基準は、これらの学術雑誌や学術出版物を対象とし、それらに掲載された上記のような論文・記事を想定して策定した。

## 2. 2 複数媒体による学術雑誌の発行

学術雑誌はこれまで定期刊行物として冊子体で発行されていたが、近年多くが電子ジャーナルとしてウェブ上で発行されるようになった。また、一部は CD-ROM や DVD でパッケージとして発行されている。しかし、学術雑誌の構成単位である論文の構成やスタイルには基本的な変化はなく、単に入れ物が変わったと考えられる。したがって、本基準の大部分の項目は冊子体の雑誌にも電子的な雑誌にも適用される。本基準ではこの入れ物である学術雑誌に必要な要素について規定している。電子ジャーナル固有の要素等については区別して明記している。

逐次刊行物については国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) を付与することとなっており、同一雑誌でも電子ジャーナルや CD-ROM など異なるメディアについては別の ISSN が必要である。逐次刊行物を新たに発行する場合、及び異なるメディアで発行する場合は、ISSN 日本センターである国立国会図書館から ISSN を取得しなくてはならない。一方、同一の雑誌の ISSN がメディアごとに異なると、情報流通の観点からさまざまな問題が生ずる。これを解決するための仕組みとして Linking ISSN (ISSN-L) が制定されている。ISSN-L は、同一雑誌のメディアごとに付与された ISSN の中から ISSN 国際センターが割り当てるもので、最初に付与された ISSN を採用することとなっている。

## 2. 3 学術雑誌の製作と公開

学術雑誌を構成する査読済み論文（以下、論文）は典型的には次のような手順で雑誌として発行される。（カッコ内は作業者）

投稿（著者）→ 査読審査（編集委員，査読者）→ 採択（編集長または編集委員）→  
 編集部校正（編集部）→ 校正刷り作成（印刷業者）→ 著者校正（著者）→  
 校了（編集部）→ 印刷発行（印刷業者）

電子ジャーナルを発行している雑誌においては、最後の印刷発行と同時にウェブ公開される場合が多い。しかし、自分の論文を一刻も早く公開して欲しいという著者の要求に答え、論文採択以降の各段階において論文単位で早期に公開することも最近は広く行われるようになっている。早期公開の場合は論文にページが付与されていないが、論文固有の識別子である DOI (Digital Object Identifier) を付与することで、正式公開の論文と内容的に同一のものであることが保証できる。

これまで冊子体の雑誌では、発行日が必ずしも厳格に守られておらず、実際の発行日と奥付に記載されている発行日が大きく異なる事例も多数見受けられた。電子ジャーナルでは多くの場合、発行日まで明示される。したがって発行日についてはより厳格に守ることが求められる。また、一般に、ある巻の各号の発行年は単一の歴年であることが好ましく、ある巻に属する各号が複数の歴年にまたがって発行されることは適切ではない。

## 2. 4 電子ジャーナルの提供とアクセス

冊子体の学術雑誌は個人または図書館が講読することで流通する。電子ジャーナルの場合もこれと同様の流通形態が存在するが、一般的には次のような特徴がある。

- (a) 購読者や購読機関はアクセス権のみを持ち、所有権を持たないことが多い。
- (b) 購読契約中は購読以前に発行された巻も閲覧できることがある一方、購読契約終了後には購読契約中に発行された巻も閲覧できなくなることもある。
- (c) 非購読者のために論文単位の購読手段 (pay-per-view) が用意されていることが多い。

なお、実際には雑誌や提供者ごと、あるいは契約オプションごとに条件が異なる。

一方、欧米では雑誌論文を無料で公開せよとのオープンアクセス運動が高まり、さらにいくつかの研究助成機関では助成研究論文の無料公開を義務づける方針が示されている。また、国内外の大学や研究機関において所属研究者の論文を機関リポジトリで無料公開する動きもある。これらに促されて、出版から半年ないし1年程度の一定期間後に掲載論文を無料公開する雑誌も増え、また多くの雑誌では掲載論文（出版社版又は著者版）をその著者及び著者の所属機関がインターネット上で公開することを認めている。この他にも投稿者がコストを負担して論文を無料公開とする例や、研究分野コミュニティがコストを負担して無料アクセス権を確保する試みもある。

このように電子ジャーナルの流通の状況は多様で流動的であるが、出版者は学術情報流通促進の観点からこれらに対する方針を明らかにすることが望まれる。

## 2. 5 電子ジャーナルのリンクとデータベース

電子ジャーナルの大きな特徴は、各種文献データベースからその文献本文へのリンク、あるいはある電子ジャーナル掲載論文の引用文献から該当文献の本文やデータベースへのリンクが提供され、関連する文献本文へ容易にたどりつくことができることである。これらのリンクを実現する方法としては、CrossRef などのクリアリング機関、書誌事項を検索キーとする OpenURL , PubMed や ChemPort などのデータベース独自のツールなどがある。近年多くの電子ジャーナルでは CrossRef を経由して DOI を付与し、リンクを実現している。

いずれにおいても、所定の形式に従った引用文献の正確な記述、データベースへの正確なメタデータの提供などが必要となる。掲載論文への効果的なリンクを確保するために、出版者は CrossRef や PubMed などの主要なリンクサービスにメタデータを登録することが必要である。また、適切な文献データベースに収録されることも重要であり、そのためには冊子の郵送や論文本文データへのアクセスなどに加えて、メタデータの提供などの策を講じることが望まれる。

さらにインターネット検索エンジンによる Web 検索や論文検索も電子ジャーナル掲載論文にたどり着くための重要なツールとなっている。これらにインデックスされるためには、論文ごとに一意の静的な URL (permalink) の付与、論文リストの作成 (検索エンジンによってはその URL の登録)、各論文のメタデータ(抄録を含む)及び本文データ(可能であれば)への検索エンジンの収集ロボットからのアクセス許可、などが必要となる。

一方で、これらの結果として利用者は雑誌を介さずに各論文を直接入手する機会が多くなる。このため、冊子の場合に増して、誌名や巻号数など、論文を確実に引用・検索・識別するために必要な雑誌に関する掲載情報を各論文中にも記載することが重要となる。

## 2. 6 メタデータの作成と流通

電子ジャーナルサービスを実現するためには雑誌自体のメタデータと掲載論文ごとのメタデータ(目次や論文抄録ページに使用)の両方が必要であり、特に論文メタデータ作成(電子ジャーナル用タグ付け)が重要な工程となる。

このようにして電子ジャーナルのために出版者が作成したメタデータは、図書館の目録作成に利用できるだけでなく、各種の DB 間で連携してやり取りすることにより種々の情報サービスを展開するために必要不可欠なものとして利用されている。

その結果、メタデータは引用リンクを実現するための引用文献情報と合わせて、出版側が制作段階から品質をコントロールして提供するものになってきている。そのため、雑誌の編集においては文書の表現だけでなく文書論理構造にも注意を払い、各構成要素の適切なタグ付けと整形を行う必要がある。欧米における理工医学系学術雑誌の出版では、XML 等により論文本文を編集し、メタデータを自動生成することが標準となっている。

具体的には、本稿で挙げた記載事項にそれぞれ対応するタグ付けが行われる。例えば、XML タグの各要素との対応付けに関しては、学術論文誌のデファクトスタンダードと言える、NLM (National Library of Medicine) の NLM-DTD タグライブラリー (<http://dtd.nlm.nih.gov/publishing/>)

tag-library/) が参考となる。一般的にはその雑誌を提供するための電子ジャーナルプラットフォームの仕様に依存する。

## 2. 7 電子的補助資料と外部データサービス

容量の大きな図表、動画や大量の実験データ等は冊子体では掲載できないが、電子ジャーナルでは電子的補助資料として論文と並列して掲載され、独立したコンテンツとして DOI が付与されることもある。電子的補助資料は、J-STAGE (科学技術振興機構) では「電子付録」、PubMed Central (米国医学図書館) では Supplementary Material, ScienceDirect (エルゼビア社) では Supplementary Content と表示されている。

なお、冊子体ではモノクロ図版だが、電子ジャーナルではカラー図版を掲載することは良く行われているし、論文中の図版から高精細画像や動画にハイパーリンクすることもしばしば行われている。これらは通常論文の一部として扱われ、必ずしも補助資料とはされていない。

また、新規な物質や構造を発見した場合、これらを外部データベースに登録し、論文中にその登録番号を記載することが、いくつかの分野で行われている。その例としては、国際塩基配列データベース (国内では国立遺伝学研究所が運営する日本 DNA データバンク (DDBJ)), 蛋白質構造データベース (国内では大阪大学蛋白質研究所が運営する日本蛋白質構造データベース (PDBj)), ケンブリッジ結晶構造データベース (英国のケンブリッジ結晶学データセンターが運営) 等がある。

## 2. 8 納本制度と電子ジャーナルの長期保存

わが国で発行された出版物は国立国会図書館に納本することが義務付けられており、出版者はその雑誌を発行する毎に国立国会図書館に送付することが望まれる。

また、学術雑誌は発行部数が少ないこともあり、利用者の利便性の向上及び雑誌自体の普及促進のために、関連する大学図書館・公共図書館・情報提供機関等にも寄贈することが望ましい。

なお、電子ジャーナルにおいては紙と異なり長期の保存の仕組みが必ずしも確立していないが、主として国立国会図書館により体制の整備が進められている。出版者はその社会的責任に鑑み、積極的に適切な保存に取り組むことが望まれる。

## 2. 9 論文の訂正・撤回

冊子体の雑誌においては、論文中に誤りが発見された場合は正誤表や訂正記事で訂正することが行われてきた。電子ジャーナルにおいては論文の差し替えが容易であることから、誤りがあったときに直接、論文を差し替える場合も見受けられる。このようなことが行われると、冊子体の論文と電子ジャーナルの論文の内容が異なってしまうだけでなく、研究の記録としての論文の信頼性が損なわれる。したがって電子ジャーナルにおいても、差し替えなどは行わず、冊子体と同様に訂正記事で訂正するべきである。また、不法行為などによる論文の撤回においても、やむを得ない場合を除きオンライン論文の削除は行わず、撤回告知記事を掲載するべきである。なお欧

米では既にそのような慣行が確立しており、さらにはもとの論文に「撤回」の透かしを入れる例も見られる。

なお、数値の誤記については訂正記事を発行するが、論文内容に影響しない誤字・脱字等の読者にとって自明な軽微な誤りの訂正記事は掲載する必要はない。

### 3. 改訂概要

#### 3. 1 主な改訂内容

- (a) 学術雑誌の発行に関して、出版者が守るべき実施基準を新たに「3. 雑誌の発行」にまとめた。この章では、新たに「早期公開」、「訂正記事・撤回」及び「投稿規程の制定と公開」についても規定した。
- (b) 旧基準の「4. 記載要領」及び「5. その他」の中で「学術雑誌の発行」に関わる規定は本基準の「3. 雑誌の発行」に移動した。
- (c) 「雑誌の構成と記載事項」の章については、旧基準の号・巻に分けた記載から、巻を構成する号単位の記載とした。また、標題紙、総目次及び索引はいずれも任意とした。
- (d) 雑誌の記載事項で、論文の構成要素とした事項は当該基準である SIST 08 を参照して規定した。論文の内容に応じて決まる項目が論文の構成要素で、そこから機械的に決まる項目は雑誌の記載事項として SIST 07 で規定した。この仕分けにより、SIST 07/08 で記述する項目を整理し、互いに参照することとした。例えば、ページ・柱・採択日は、論文紙面に記載され、論文毎に異なるが、雑誌の記載事項とした。
- (e) 電子雑誌については各項で新たに補足した。
- (f) 記載事項に DOI (Digital Object Identifier)、論文番号及び論文種別を新たに追加した。
- (g) 書誌票 (Bibliographical strip) についての旧基準の規定を削除した。国内外での利用が少なく、対応する国際規格 (ISO/R 30:1956) も 1992 年に廃止されたためである。
- (h) 発行地名についての旧基準の規定を削除した。旧基準では表紙の記載事項であったが、奥付等の発行者所在地から自明であり、本基準では表紙の記載事項から削除したためである。
- (i) 旧基準では一括して規定した奥付とマストヘッドを本基準では区別して規定した。
- (j) 和文誌の誌名にはローマ字書きと国際的に広く通用する言語による誌名の記載を規定し、発行者及びその所在地についてはその欧文表記も加えることが望ましいことを規定した。
- (k) 旧基準では目次の継続ページについて、以下の規定があったが、今回は削除して簡略化した。  
なお、旧基準の表紙 1 は本基準では表表紙と表記を変更した。

(2) 目次が 1 ページに掲載しきれない場合は、原則として次のとおりとする。

- (a) 目次を表紙 2 の次のページに記載した場合は、その次のページに続ける。
  - (b) 目次を表紙 1 に掲載した場合は、表紙 4 に続ける。
  - (c) 目次を表紙 4 に掲載した場合は、表紙 3 に続ける。
  - (d) 上記の場合、(次ページに続く) 等の指示を与えることが望ましい。
- (l) 電子雑誌では投稿規程の過去分の掲載も求めた。冊子体では投稿規程が当該巻の初号等に掲



載されるが、電子雑誌では冊子体の cover-to-cover の版以外では最新版の投稿規程しか掲載されていないことが多い。投稿規程に従った論文が掲載されているので、電子雑誌掲載論文の当時の当該投稿規程の掲載が必要である。

### 3. 2 改訂項目についての補足

以下では本基準の該当する章・節・項の番号を見出しの後の括弧内に記載し、規定しなかったことも含めて解説する。

旧基準の規定全体を見直したので、基準本文の細かい変更は多数あるが、ここでは主な箇所についてのみ説明する。

#### 3. 2. 1 誌名 (3. 1 節)

- (a) 複数の学会等の機関が共同で雑誌を発行する場合、機関毎の誌名の読み替え(それぞれの学会名をつける等)は行わず、単一の誌名を用いる。
- (b) 表紙の上部に「研究報告」、「紀要」などと大きく記載し、下部に機関名を小さく表示することは好ましくない。この場合、国内外で作成される目録やデータベースにおいて収録される誌名が単に「研究報告」、「紀要」となることが多くなり、他と区別がつかなくなる。機関名を先頭とする、「物質工学工業技術研究所報告」、「福山大学人間文化学部紀要」のような誌名が望ましい。

#### 3. 2. 2 ISSN (3. 5 節, 5. 2 節)

ISSN については、その国際規格 (ISO 3297:2007) の内容に準拠している。2007 年版のこの ISO 規格では異なる媒体の版を関係付ける Linking ISSN (ISSN-L) が導入された。異媒体の版には、当該媒体の ISSN に加えて、一つの ISSN (一般的に最も古い ISSN) が ISSN-L として登録される。複数の媒体の版の ISSN を併記するには、媒体の情報を付記する。ISSN と ISSN-L を併記する場合は、明確に区別できるように記載することが推奨される。

実際に発行されている雑誌の電子版では例えば以下のように表示されている。誌名の後の括弧内は提供機関名である。

例 1 : 国立国会図書館月報 (国立国会図書館)

(冊子版) ISSN 0027-9153

(オンライン) ISSN 1349 - 3027

例 2 : 情報管理 (科学技術振興機構)

ONLINE ISSN : 1347-1597

PRINT ISSN : 0021-7298

例 3 : D-Lib Magazine (Corporation for National Research Initiatives)

ISSN: 1082-9873 (電子雑誌のみで冊子体はない)

なお、ISSN 以外の雑誌識別子に CODEN (CAS (Chemical Abstracts Service, 米国オハイオ州) が運用・管理する。)があるが、これについては規定しなかった。現在では国際規格に基づき国際協力で維持されている ISSN が広く普及しており学術情報流通には十分であること、必ずしも広い学術分野に普及しているとは言えないことがその理由である。登録済みの CODEN を表示することは望ましいし、ISSN に加えて CODEN を取得することを妨げるものではない。

### 3. 2. 3 特集号 (3. 7 節)

#### (1) 英文論文号等

英文論文号等の特別号を毎年継続的に発行する雑誌が見うけられるが、目録作成やデータベースへの収録等において、例えば外国では本誌とは異なる別の英文論文誌等と誤解され、あるいは当該英文論文号のみが本誌と誤解されることがある。従って、このような場合は分割して別の雑誌として発行することが望ましい。

#### (2) 特集名の表記

特別号、大会特集号、別冊、臨時増刊等を発行する場合、特集等の主題を表紙に誌名より大きく表示するようなことは避ける。特に欧文で大きく表示されると、外国では本来の誌名と取り違えられることが起こり得るからである。

### 3. 2. 4 記載事項一覧 (4. 1 節～4. 7 節)

付表に記載事項一覧を示す。

付表 雑誌の構成と記載事項

記載事項		表表紙	背表紙	奥付	マストヘッド	目次	論文の第1ページ	柱	標題紙	総目次
		(*1)	(*2)	(*3)	(*4)		(*5)	(*6)	(*7)	(*7)
誌名	誌名	○	○	○	○	○	①	○	○	○
	誌名(ローマ字書き及び国際語表記)	○(*9)		○(*9)						
ISSN		○		○	○				○	
発行頻度				○	○					
巻・号・ページ・DOI	巻号数	○	○	○	△	○	①	○		
	巻数								○	○
	巻に収録された号数及びページ数								○	
	掲載号数及び収録ページ範囲									○
	号の収録ページ範囲	△(*2)	△							
発行年等	論文ページ範囲または論文番号					○	①	△		
	DOI						①			
	発行年								○	○
	発行日			○						
発行年等	発行日等(発行年/発行年月/発行日)	○	○			○	①	○		
	受付日又は採択日						△			
	発行日(公開日)						○(*8)			
発行者等	発行者名	○		○	○				○	
	発行者所在地及び連絡先			○	○				○	
	発売者又は配布者の名称			△	△					
	発売者又は配布者の所在地及び連絡先			△	△					
編集者等	編集者名	○(*10)		○	○					
	編集委員会の構成等			△	○				△	
価格(購読料)				○	○					
論文種別	論文種別						△			
	分野、論文種別等のセクション見出し					△				△
著者	著者名					○	○	△		○
	著者の所属機関名等						○			
標題(論文等の)						○	○	△		○
抄録・キーワード	抄録						○			
	キーワード及び分類						△			
論文掲載情報							①			
会議開催情報							△			
著作権	著作権情報(著作権表示を含む)			△	△		△			
	著作権表示								△	

## &lt;記号の説明&gt;

○:必須項目。△:任意項目。

①:「論文掲載情報」に含まれる記載事項。

## &lt;注記&gt;

・冊子体の索引の記載事項は当基準では特に規定しないため、この表では省略した。

・電子雑誌には冊子体の索引に代わる検索機能があるが、この表には表示されていない。

・投稿規程は該当する記載事項が含まれていないため、この表では省略した。

\*1:オンラインの電子雑誌では雑誌の表紙ページに記載する。

\*2:冊子体のみ。

\*3:和文誌のみ。

\*4:欧文誌のみ。

\*5:電子雑誌では論文中の相当する位置の他、メタデータページにも記載する。

\*6:冊子体及びページ形式(PDFなど)の電子雑誌で記載する。

\*7:冊子体のみ。任意構成要素。

\*8:オンライン版がある場合。

\*9:表表紙または奥付の一方または双方で記載。

\*10:発行者名と異なる場合に記載。

### 3. 2. 5 本基準以外の規程の遵守 (4. 10節)

他の規程等により表示が義務づけられている記載事項がある場合は、本基準において改めて規定するまでもなく当然記載されるべきものであるが、注意を喚起するため包括的に規定した。具体的な例としては、郵便事業株式会社の「第三種郵便物承認」に関わる表示条件や、資金助成団体による出版助成に関する表示条件などがある。

### 3. 2. 6 論文番号 (5. 4節)

通しページに代える論文番号の表示としては以下の方法がある。PDF版のようにページ数が確定できる場合は、目次では論文番号（ここでは060345とする。）と論文総ページ数（ここでは8p.とする。）を「060345 (8p.)」と表示し、論文内の個々のページには論文番号と論文内ページを「060345-1」と表示する。HTML版のようにページ付けがない場合は、論文番号のみを表示する。

### 3. 2. 7 著作権情報 (5. 9節)

#### (1) 著作権管理団体

著作権を管理団体に委託している場合はその旨の記載が必要である。

#### (2) 著作権表示

©マークによる著作権表示は1952年に制定された万国著作権条約に基づくが、現在はこのマーク自体には法的意味がほとんどない。著作権の基本条約であるベルヌ条約に、現在ではほとんどの国が加盟しているからである（米国が1989年、中国が1992年に加盟）。この条約により、著作権は、申請・審査・登録などの手続きを一切必要とせず、著作物が創作された時点で自動的に付与される（無方式主義）。従って、日本国内での著作権の取得や保護を目的として、著作物に©マークを表示する必要はない。しかし、学術雑誌の出版では出版物の著作権者は著者とは異なることもあり、権利者名を明示するために利用されている。

なお、この©マークによる法的保護効果があるのは、ベルヌ条約に加入せず、万国著作権条約のみに加入しており、かつ方式主義を採っている国の場合に限られる。

## 4. 様式例

架空の学術雑誌の冊子体及び電子雑誌の例を付図1～付図8に示す。図中でグレーで表示された項目は任意記載事項であり、記載されないことも多い。これらの例は様式の一例として作成したものであり、例えばウェブページのロゴ（ここではDigital Library）のような本基準の規定外の内容も含まれている。本基準では表紙やウェブページ等のデザイン面は規定していないので、本様式例は実際の雑誌のデザインを規制するものではないが、適切な学術情報流通の妨げになる可能性を生ずることのないよう、記載事項を明瞭に表示することが好ましい。

付図2の論文第1ページの様式例では日本語のエリアと欧文のエリアを分けたが、標題・著者名等を日本語と欧文でそれぞれ対応させて記載する場合もある。

電子雑誌では奥付等に含まれる記載事項を項目別に表示することも多い。しかし、奥付等は雑誌の書誌や発行に関する最も詳細な情報を記載する構成要素であり、電子雑誌においてもウェブサイトのデザイン等に関わりなく、その記載事項やそれらへのリンクを一箇所にまとめて表示することは利用者にとって有益である。

ISSN 0021-7298  
Kagaku Tosyokan  
(Chemical Libraries)

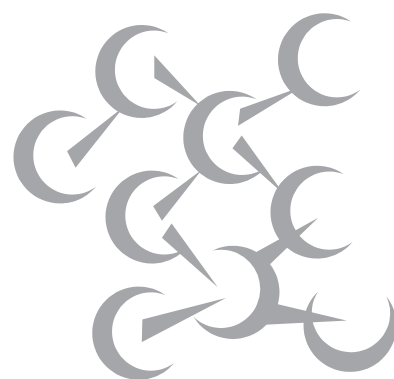
化学図書館

# 化学図書館

2009 年

**Vol.27 No.12**  
p.1027-1110

**12**



[編集] 化学図書館研究会

社団法人日本化学図書館協会  
The Chemical Library Association of Japan

VOL.27 NO.12 P.1027-1110 2009-12

# 日本のオープンアクセス出版活動の動向分析

田中 花子<sup>1</sup> 文部 太郎<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 日本印刷出版学会 〒101-0000 東京都千代田区神田駿河台〇-〇  
<sup>2</sup> 国立政策研究センター 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇

[抄録] 日本の学術出版におけるオープンアクセス活動の状況について、  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

キーワード オープンアクセス, 非営利学術出版, .....  
分類 AB01

## Trends and analysis of open access publishing in Japan

Hanako TANAKA<sup>1</sup> Taro MONBU<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Printing and Publishing Society of Japan (0-0, Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0000, Japan)  
<sup>2</sup> National Policy Research Center (0-0, 0-chome Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0000, Japan)

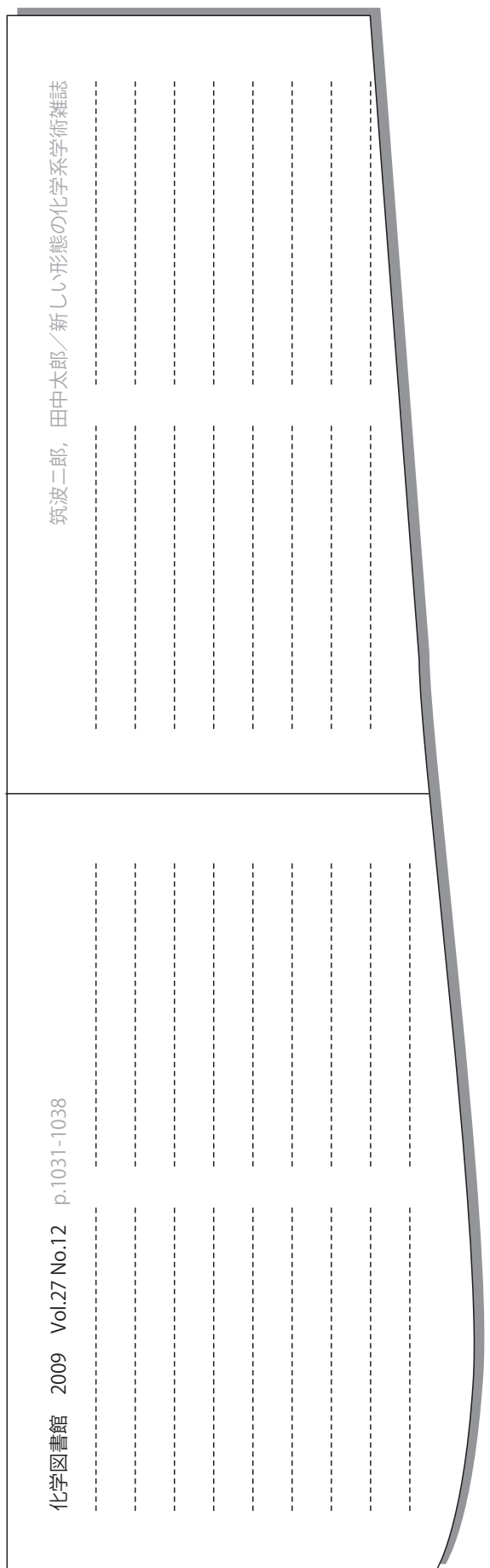
[Abstract] This paper discusses the recent state of open access publishing focusing on scholarly .....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

Keywords open access, not-for-profit scholarly publishing, .....  
Classification AB01

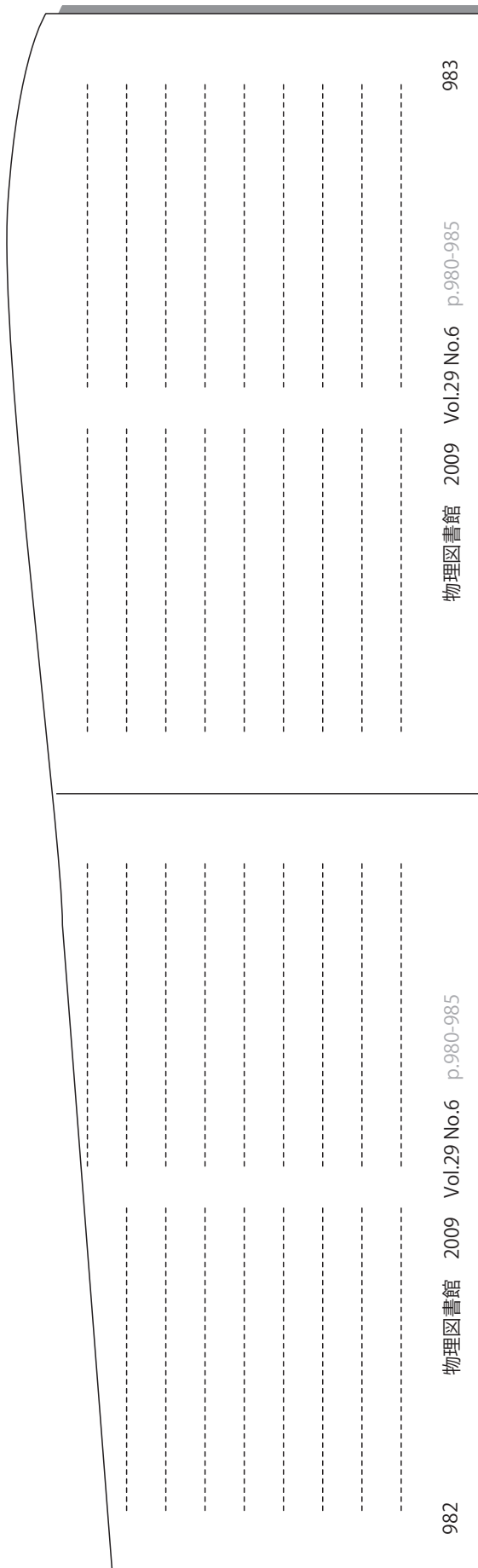
### 1. はじめに

オープンアクセス (OA) の活動が図書館、 .....  
.....  
.....  
.....

2009年8月29日受付, 2009年10月1日採択  
2009年12月1日オンライン公開  
照会先: 田中花子 (E-mail:xxxxx@xxx.or.jp)  
第10回国際科学技術図書館大会で発表されたプログラム委員会推薦論文。  
©2009 日本化学図書館協会



(a) 見開きで異なる柱の例



(b) 見開きとも同じ柱の例

付図3 柱の様式例  
 (任意記載項目はグレーで表示したが、実際に掲載する場合はグレーではない。)



化学図書館研究会

代 表 山田〇〇(〇〇大学図書館)

副 代 表 齊藤〇〇(株式会社〇〇〇)

上野〇〇(〇〇〇機構)

佐藤〇〇(〇〇〇研究所)

高田〇〇(〇〇〇協会)

田中〇〇(〇〇〇株式会社)

…

…

…

複写について

本誌に掲載された著作物を複写する場合は、〇〇複写権管理センターの許諾を受けて下さい。

## 化学図書館

Kagaku Tosyokan (Chemical Libraries)

ISSN 0021-7298

Vol.27 No.12

2009年12月10日発行 (毎月1回10日発行)

年間予約購読料 ￥ 13,860

一部定価 ￥ 1,260

編 集 化学図書館研究会

発 行 社団法人 日本化学図書館協会

〒100-0000 東京都千代田区永田町〇丁目〇-〇

The Chemical Library Association of Japan

0-0, 0-chome, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0000

Tel: 03-0000-0000. Fax: 03-0000-0000.

E-mail: xxxx@xxxx.or.jp http://www.xxxx.or.jp

発 売 日本雑誌販売株式会社

〒101-0000 東京都千代田区神田〇丁目〇-〇

Tel: 03-0000-0000. Fax: 03-0000-0000.

©2009 社団法人 日本化学図書館協会

# Journal of Japan Science and Technology Library Association

ISSN 0000-0000

Volume 17 (2009)

<b>Editor in Chief</b>	Taro ABCDE (XXXX University)
<b>Senior Associate Editor</b>	Hanako FGHIJ (YYYY University)
<b>Associate Editor</b>	Makoto KLMNOP (ZZZZ Institute of Science and Technology)
	Keiko QRSTU (AAAA University)
	Hiroyuki VWXYZ (BBBB University)
	.....
	.....
	.....
<b>Honorary Advisory Board</b>	Steven BCDE (OOOO University, USA)
	Hideki GHIJK (BBBB University)
	.....
	.....
	.....
<b>Advisory Board</b>	Kenichi LMNOP (CCCC Institute of Science and Technology)
	Kenneth E. QRST (University of SSSS, UK)
	.....
	.....
	.....

**Journal of Japan Science and Technology Library Association**, an official publication of the Japan Science and Technology Library Association, is published quarterly (January, April, July, October) in 2009.

## 2009 Subscription Rates

.....	.....
.....	.....
Inside Japan	¥5,600
Outside Japan	¥9,000

## Rights and Permissions

Copying: .....

.....

Reproduction: .....

.....

Other use: .....

.....

## Japan Science and Technology Library Association

0-0, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0000, Japan  
 Tel: +81-3-0000-0000 Fax: +81-3-0000-0000  
 E-mail: xxxx@xxxx.or.jp <http://www.xxxx.or.jp>

©2009 Japan Science and Technology Library Association

Digital Library

**社団法人日本化学図書館協会**  
The Chemical Library Association of Japan

キーワード検索

## 化学図書館

ONLINE ISSN : 1347-1597  
PRINT ISSN : 0021-7298  
Kagaku Tosyokan (Chemical Libraries)

化学図書館は、(社) 日本化学図書館協会が発行する学会誌です。

[→最新号目次](#)

日本化学図書館協会とは | [Privacy policy](#) ©2009 The Chemical Library Association of Japan

付図 6 電子雑誌のトップページ（表紙相当ページ）の様式例

Digital Library

**社団法人日本化学図書館協会**  
The Chemical Library Association of Japan

キーワード検索

[TOP](#) > [巻号一覧](#) > [Vol.27 No.12](#)

## 化学図書館

ONLINE ISSN : 1347-1597  
PRINT ISSN : 0021-7298  
Kagaku Tosyokan (Chemical Libraries)

■Vol.27 No.12 (2009年12月)

---

[原著論文]  
[新しい形態の化学系学術雑誌](#)  
筑波二郎 田中太郎  
公開日: 2009年12月1日  
[抄録] [全文HTML] [全文PDF (149KB)]

---

[研究論文]  
[日本のオープンアクセス出版活動の動向分析](#)  
田中花子 文部太郎  
公開日: 2009年12月1日  
[抄録] [全文HTML] [全文PDF (211KB)] [電子付録]

---

[研究論文]  
○○○○○○○○△△△△  
公開日: 2009年12月1日  
[抄録] [全文HTML] [全文PDF (196KB)]

付図 7 電子雑誌の目次相当ページの様式例

キーワード検索

 検索[化学図書館について](#)[巻号一覧](#)[編集委員会](#)[投稿規程](#)[TOP](#) > [巻号一覧](#) > [Vol.27 No.12](#) > 本文

## 化学図書館

ONLINE ISSN : 1347-1597

PRINT ISSN : 0021-7298

Kagaku Tosyokan (Chemical Libraries)

化学図書館, 2009, Vol.27 No.12, p.1039-1045

doi:10.1241/kagakutosyokan27.1039

Published online December 1, 2009

Copyright © 2009 The Chemical Library Association of Japan

[研究論文]

### 日本のオープンアクセス出版活動の動向分析

田中 花子 \*1 文部 太郎 \*2

\*1 日本印刷出版学会 (〒101-0000 東京都千代田区神田駿河台〇-〇)

\*2 国立政策研究センター (〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇丁目〇-〇)

(2009年8月29日受付, 2009年10月1日採択)

[抄録] 日本の学術出版におけるオープンアクセス活動の状況について, ……………

……………

- ・ キーワード: オープンアクセス, 非営利学術出版, ……
- ・ 分類: AB01

照会先: 田中花子 (E-mail:xxxxx@xxx.or.jp)

第10回国際科学技術図書館で大会発表されたプログラム委員会推薦論文。

### Trends and analysis of open access publishing in Japan

Hanako TANAKA\*1 Taro MONBU\*2

\*1 Printing and Publishing Society of Japan (0-0, Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0000, Japan)

\*2 National Policy Research Center (0-0, 0-chome Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0000, Japan)

[Abstract] This paper discusses the recent state of open access publishing  
focusing on ……………

……………

- ・ Keywords : open access, not-for-profit scholarly publishing, ……
- ・ Classification : AB01

[\[全文PDF \(211KB\)\]](#) [\[参考文献\]](#) [\[電子付録\]](#)

#### 1. はじめに

オープンアクセス(OA)の活動が図書館, ……………

……………

……………

……………

# 科学技術情報流通技術基準

## 学術雑誌の発行と構成

**SIST 07 : 2010**

2010年（平成22年）3月 第1刷発行

2011年（平成23年）2月 第2刷発行

## 発行 独立行政法人科学技術振興機構

編集 独立行政法人科学技術振興機構

イノベーション推進本部 知識基盤情報部 調査普及担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3

電話 03-5214-8406 e-mail [sist@jst.go.jp](mailto:sist@jst.go.jp)

S I S Tホームページ <http://sist-jst.jp/>

# **SIST**

**SIST 07**

**Standards for Information of Science and Technology**

**Publication and Components of Scholarly Journals**

**SIST 07 : 2010**

**Revised 25 March 2010**

**Published by  
Japan Science and Technology Agency  
5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-8666, Japan**

**Printed in Japan**